

「中小企業振興条例」と「経済民主主義」

神奈川県異業種連携協議会
理事・事務局次長 愛賢司

I. はじめに

2000年代に入り、全国の自治体で「中小企業振興条例」（以下「振興条例」）の制定が急速な広がりを見せている。その理由として、①大企業を中心とした海外進出と輸入促進政策による地場産業の衰退、②大都市一極集中による「消費低迷」による地域経済循環の低迷、③1999年「中小企業基本法」の改正により、中小企業振興は、その区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定して実施する責任を地方自治体がもつことが明記された、④2014年「小規模企業振興基本法」が制定され、概ね5人以下の小企業も対象にした小規模企業の事業の持続的発展を重視した施策の策定と実施の責務を自治体がもつことが明示されたこと等があげられる。中小企業は、事業所

の9割を占め、非一次産業従業員の7割を占め、地域に根差し、地域経済と伝統・文化を含む地域社会発展の主要な担い手である。近年の「振興条例」制定の全国的な広がりは、そうした日本の中小企業の存在実態を背景とした運動の反映である。

上記の内容に関わる中小企業の実態を観てみよう。(表1)は、主要な産業の下請け中小製造業の70年代から90年代後半までの推移である。1981年をピークに全製造業で減少し1985年のプラザ合意以降の大企業の海外進出や海外調達の影響が大きかったこと、更には2008年9月のリーマンショックや2000年代に入ってから海外進出等の国内製造業への大きな影響が予想できる。

(表1) 中小製造業における下請け企業数と下請け企業割合の推移

業種区分	1971	1976	1981	1987	1998
下請け企業数	—	373,439	465,369	378,046	315,907
製造業平均	58.7%	60.7%	65.5%	55.9%	47.9%
繊維工業	75.9	84.5	84.9	79.7	76.4
金属製品	71.7	74.8	78.6	71.0	58.4
一般機械器具	75.8	82.7	84.2	74.8	59.2
電気機械器具	78.9	82.3	85.3	80.1	65.2
輸送用機械器具	77.9	86.2	87.7	79.9	69.3

(平成10年度商工業実態基本調査報告書より。本調査は平成10年度が最後)

近年、中小企業の海外進出が政策的にも大いに喧伝されているが、国内の中小・小規模企業の海外展開の現状は、2017年「小規模企業白書」によると、直接輸出製造業数は、2014年度では、中小企業6,553社（全体の3.7%）、小規模企業1,852社（小規模企業全体の1.5%）で増加傾向にあるとはいえわずかである。国内・地域で活動する中小企業の振興をどう図るかが、中小企業政策の基本であることが確認できよう。

神奈川県内においても県（2010. 4.1 施行）、横浜市（2010. 4.1 施行）横須賀市（2012. 4.1 施行）、相模原市（2014. 4.1 施行）、川崎市（2016. 4.1 施行）で制定・施行されている。大企業が多いように見える神奈川県でも中小企業・小規模企業が大多数を占めるという実態が背景にある。神奈川県と横浜市の中小企業者の構成比を全国と比較してみると、全国99.7%に対して県99.7%、横浜市99.6%である（平成26年総務省「経済センサス基礎調査」）。県、3政令市、1中核都市が制定・施行している振興条例について改めて「経済民主主義」という視点で検討してみたい。

II. 「経済民主主義」と「振興条例」

「経済民主主義」という言葉は、耳慣れない言葉かも知れない。インターネットで検索してみるとブリタニカ大百科事典の解説として「経済的側面の民主化により、労働者大衆の生活を向上させることをいう。政治制度としての民主主義が実現されたとしても経済的不平等が残存する場合には、民主主義は不完全であるといわねばならない。このため経済民主主義の主張が生じた。その内容は完全雇用、社会保障などの制度的保障と経済政策の決定に対する労働者参加の2点を含んでいる。とりわけ後者は企業経営への参加、労働者の自主管理、労働者代表の政府機構への参与などによって資本主義の実質的変容にまで発展する可能性を含んでいる」とある。資本・賃労働関係を重視した労働者側からの要求運動の面と欧州の伝統的な社会民主主義的考え方の解説といえよう。国政レベルでの「経済民主主義」を考えるうえで、注視する内容を含んでいると思われる。

「民主主義」という言葉は、本来国民主権等の政治的（政治制度、政治思想）用語であり、また社会生活や人間関係の価値意識やルール（独立・自由・平等・多数決等）を表す語として存在する。上記を踏まえ、地方自治体の「振興条例」を「経済民主主義」の視点から検討・評価する上で、筆者が重視したい点は以下のとおりである。

- ①中小企業振興を通して地域経済・社会発展を担うべき主体の明示と責任の明確化。
- ②公正かつ自由な競争環境の実現—大企業の市場管理への規制と地域経済振興への貢献。
- ③中小企業への資源配分を行いその競争力と取引力を高める施策。
- ④上記②と③を有機的・総合的に進める施策体系。
- ⑤中小企業振興策に中小企業の実態及び要求を反映させる主体参加型の運営施策。

⑥施策の公表による検証と充実・発展。

以上①から⑥の項目別に神奈川県「振興条例」を整理したのが(表2)、(表3)は、我々が県内の「振興条例」の中で「経済民主主義」の視点から相対的に進んでいると評価している川崎市の「振興条例」を整理した表である。

(表2)

	神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例(2010.4.1施行 2015.10.20改訂施行)
中小企業振興に責任等を持つ経済主体	県、中小企業、小規模企業、中小企業に関する団体、大企業者、大学等、県民(第1条目的)
大企業の市場管理を規制し、公正、自由な競争環境を実現(A)	①中小企業振興施策実施を大企業と協力して実施(第4条県の責務3項) ②県の中小企業振興策への協力(第7条大企業の責務)
中小企業への資源配分を行いその競争力と取引力を高める施策(B)	①相談体制、受発注機会の確保、 ②創業支援、新製品開発・新事業進出支援 ③大企業の人材及び技術、大学等の知的財産等の活用の環境整備 ④中小企業の人材確保・育成 ⑤小規模企業支援する人材の育成 (第11条基本的施策)
上記(A)(B)を総合的・有機的に進める施策	①中小企業施策の総合的かつ計画的推進を図る(第1条目的) ②中小企業・小規模企業活性化推進計画の策定(第12条)
中小企業振興策に中小企業の実態及び要求を反映させる主体参加型の運営施策	①市町村が地域の特性に応じて行う中小企業振興施策に対する情報提供、助言等の支援(第10条) ②中小企業・小規模企業活性化推進計画策定に県民、中小企業者等の意見を聴く(第12条3項・4項) ②調査研究(第14条) ③中小企業施策に中小企業者、関係団体等の意見を反映(第16条)
中小企業振興策の実施状況の公開	①毎年度中小企業振興策の実施状況の公表(第15条)
財政上の措置	①中小企業振興に必要な財政措置を講ずるよう努める(第18条)

(表 3)

	川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例 (2016. 4.1 施行)
中小企業振興に責任等を持つ経済主体	市、中小企業、中小企業に関する団体、大企業者、大学等、金融機関、市民
大企業の市場管理を規制し、公正、自由な競争環境を実現 (A)	①中小企業活性化に関する施策に協力 ②中小企業に関する団体に加盟し、団体との連携に努める (第 7 条大企業者の役割)
中小企業への資源配分を行いその競争力と取引力を高める施策 (B)	①中小企業者の事業内容に応じた貸付、経営への相談・助言による活性化施策への協力 (第 9 条金融機関の役割) ②創業、経営革新等の促進 (第 12 条) ③中小企業者と大企業又は大学等の経営資源に係る連携促進と研究開発支援の促進 (第 13 条)・(第 14 条) ④経営資源確保の相談、資金の円滑な供給促進 (第 15 条 1 項) ⑤小規模企業者への配慮 (第 15 条 2 項) ⑥人材育成・確保 (第 8 条大学等の役割、第 17 条人材の確保及び育成) ⑦受注機会の増大 (第 19 条)
上記 (A) (B) を総合的に進める施策	①関係する部局の有機的連携、総合的かつ計画的に策定・実施 (第 4 条市の責務) ②他の施策の推進において、中小企業活性化への影響考慮 (第 20 条施策における考慮)
中小企業振興策に中小企業の実態及び要求を反映させる主体参加型の運営施策	①中小企業活性化に関する施策の広報活動 (第 4 条市の責務) ②活性化施策の効果的实施のために必要な情報収集及び調査研究 (第 21 条調査及び研究) ③活性化施策の実施状況の検証について川崎市産業振興協議会の意見を聴いて検証し、適切に施策に反映させる。(第 22 条施策の検証等)
中小企業振興策の実施状況の公表	①毎年度中小企業振興策の実施状況の公表 (第 23 条実施状況の公表)
財政上の措置	①中小企業活性化に必要な財政措置を講ずる (第 24 条財政上の措置)

2. 県と川崎市の「振興条例」について特徴的な点に絞って観てみよう。

①中小企業振興に責任を持つ経済主体では、川崎市が金融機関を明確に位置づけている。

金融機関を「振興条例」の中に明記をしたのは 2012 年の愛知県が最初であるが、その後の「振興条例」では、多くの自治体で位置付けるようになっているが、県内の自治

体では川崎市だけである。中小企業活性化への金融機関の役割の明示は、中小企業の地域内再投資を促進し、「中小企業への資源配分を行い、その競争力と取引力を高める」ためにも大きな意味を持つであろう。

②「振興条例」を地域自治体の中小政策の重要な柱と位置付けた場合、最も重要な課題の一つは、大企業の責任・役割の具体的な運用である。県も川崎市も、中小企業との連携による「中小企業への資源配分」「競争力向上」の大企業の責務・役割は明確であるが、「市場管理と公正、自由な競争環境」の実現の面では極めて曖昧である。上記の（表1）で紹介した中小下請け製造業の推移は、大企業の海外進出の深刻な影響を反映したものであることは否定できない。大企業の資本進出に対して、一自治体が対処できることは限界があるにしても、工場閉鎖や大型店の撤退に対して、取引先等への配慮を申し入れることは「振興条例」の理念からも施策の面からも可能である。

「大企業の市場管理を規制し、公正、自由な競争環境を実現する」課題については、興味深い動きがある。2016年9月15日に「経済の好循環を実現するためには、中小企業・小規模事業者の取引条件改善が重要である」という問題意識の下で、「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン）を国が公表している。「平成28年度小規模企業白書」からその対策を観てみよう。

未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）

●業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（2016年12月14日）

①「不適正な原価低減活動」や「金型の保管コストの押しつけ」等の違反行為事例を、66事例から141事例に大幅に追加した。

②下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準の親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行として以下のような内容を追加した。

(i) 生産性向上等への協力
(ii) 原価低減要請に係る合理性の確保
(iii) 労務費上昇分の取引対価への反映
(iv) 型の保管・管理の適正化（親事業者の事情により保管を求める場合のコストは負担）

(v) 業種別下請ガイドラインの遵守、自主行動計画の策定と実行等

③下請代金の支払手段について

(i) 下請代金の支払いは可能な限り現金で行う。

(ii) 手形等による場合は、割引料を下請事業者負担にすることがないよう、これを勘案した下請代金の額を十分に協議して決定する。

(iii) 手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。

●業種別の自主行動計画の策定等

①下請ガイドライン策定業種のうち、はじめには幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向け

た自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請するとともに、フォローアップを行う。2017年3月末現在、8業種13団体が策定した。

●取引調査員（下請Gメン）による訪問調査（2017年1月～） 中小企業庁において、新たに下請Gメンを配置し、年間2,000件以上、下請中小企業へのヒアリングを実施する。ヒアリングで聞き取った内容については、必要に応じて、秘密保持を前提として、発注側事業者や業界団体に伝え、適正取引に向けた取組を強く促していく。

長い紹介になったが、下請代金の現金化及びヒアリングについては、一部の中小企業で確認されている。上記の対策への取組みをどの程度取り組みを進めていくかは、今後注目していく必要があるが、「経済民主主義」の面からは、非常に興味深い対策であり、国としても中小企業対策に本腰を入れてきているという印象を強く感じさせる内容である。県や市は、国と連携して取引の実態を把握し、大企業が地域経済振興への貢献という責務・役割を果たすことを働きかけやすい状況が生まれていると言えよう。

「振興条例」を「経済民主主義」の面から考えてみようと思った直接のきっかけは、嘉悦大学教授黒瀬直宏著「中小企業政策」（日本経済評論社）の以下の一文に刺激されたからである。「中小企業政策の究極の目的には『経済民主主義の実現』が置かれるべきと考える。

（略）経済民主主義は中小企業にとって必要なだけでなく、日本の市民社会の成熟を促す働きも持つ。「市民社会論」は、筆者の以前からの関心対象であり、「中小企業問題と市民社会」というテーマも頭の隅を占めていたので、上の一文は強烈な刺激になった。「振興条例」の条文を「経済民主主義」の視点で整理する上で、②公正かつ自由な競争環境の実現—大企業の市場管理への規制と地域経済振興への貢献、③中小企業への資源配分を行いその競争力と取引力を高める施策の項目は、「経済政策」から借用している。

「振興条例」を「経済民主主義」の面から考えてみようとした今一つの理由は、より民主的な自治体、行政の在り方を考えた場合、その時の中小企業政策や産業政策の在り方のキーワードは「経済民主主義」であろうと思ったからである。主体責任の明確化、参加型民主主義、自律と公正、結果の民主的検証等を視点に、現行の「振興条例」をどこまで評価できるか、「経済民主主義」の芽はどこにあるかという検討作業が必要と考えたからである。

これを機に「経済民主主義」について深めてみようと考えているところである。

愛 賢司（あい けんじ）

1946年生 横浜市立大学商学部卒業後、神奈川県旧工業試験所、現在の産業技術センターで、中小企業技術者の研修業務に長く携わった。神奈川県異業種連携協議会の理事・事務局次長として、地域交流サロン「海老名サロン」、政策活動を担当。

資料 1

神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、並びに県、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定め、中小企業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、小規模企業の事業の持続的な発展をはじめとする中小企業の活性化を推進し、もって県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、次に掲げる事業者その他当該事業者におおむね準ずる者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(3) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(4) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この条例において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関その他の研究機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、地域の活性化及び雇用の確保に貢献し、県経済を支える重要な存在であり、特に、小規模企業は、地域社会の一員であるとともに、地域の特色を生かした事業活動を行い、地域に根ざした産業を創出するなどして地域住民の生活の向上並びに地域における経済の安定及び発展に寄与する重要な意義を有する存在であることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。

(2) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化が図られること。

(3) 中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組が促進されること。

(4) 県、国、市町村、中小企業者、中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体（以下「中小企業に関する団体」という。）、大企業者、大学等及び県民が相互に連携し、及び協働して推進されること。

(5) 高度の産業集積及び技術力、豊富な人的資源その他の本県の特徴を生かした活力と魅力ある産業の実現を図ることを旨として推進されること。

(6) 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業者に対する配慮をす
る等中小企業者の経営規模を勘案して推進されること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める中小企業の振興についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、中小企業の振興に関する施策について、国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

（中小企業者の責務）

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、地域社会への影響及び環境との調和に配慮しつつ、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

（中小企業に関する団体の責務）

第6条 中小企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 商工会及び商工会議所は、県、市町村、他の中小企業に関する団体、大企業者等と連携し、小規模企業が販売する商品又は提供する役務の新たな需要の開拓、小規模企業者の事業の承継の円滑化等小規模企業の経営の改善及び向上における課題を踏まえ、その経営の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

3 神奈川県中小企業団体中央会は、組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第74条第1項第1号に規定する組合等をいう。）が小規模企業の経営の改善及び向上のための事業を行う場合には、当該組合等の組合員等の経営の状況に応じた指導等の支援を行うよう努めるものとする。

（大企業者の責務）

第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、中小企業者のみならず大企業者にも影響を及ぼすものであることについての理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（大学等の責務）

第8条 大学等は、基本理念にのっとり、研究開発の成果の普及及び人材の育成を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第9条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が県経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することについての関心と理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村に対する支援）

第 10 条 県は、市町村が当該地域の特性に応じて行う中小企業の振興に関する施策に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(基本的施策)

第 11 条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 相談その他の総合的な支援を受けることができる体制の整備、受注及び発注機会の確保、地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献の促進、円滑な事業の承継の促進、融資による金融面での支援等を通じて、中小企業の経営の安定及び経営基盤の強化を促進すること。
- (2) 創業のための総合的な支援を受けることができる体制の整備、起業に関する意識の啓発等により創業を促進するとともに、新商品の開発、新たな事業分野への進出、情報化への対応の支援等を通じて、中小企業者の経営の革新に対する取組の強化を促進すること。
- (3) 産業の集積及び外国との経済交流の促進を図るとともに、大企業の人材及び技術並びに大学等の知的財産等を中小企業者が活用するための環境整備を通じて、中小企業者、大企業者及び大学等の連携の強化を促進すること。
- (4) 市町村、中小企業に関する団体等と協力し、商業、観光等の地域に根ざした産業の振興を通じて、地域の活性化を促進すること。
- (5) 職業能力の開発、就業環境の整備、技術及び技能の円滑な継承、就業に関する意識の啓発等により、中小企業の人材の確保、定着及び育成を図ること。
- (6) 商工会及び商工会議所並びに神奈川県中小企業団体中央会に対する小規模企業を支援するための人材の育成に資する支援等を通じて、これらの団体による小規模企業に対する支援に関する取組の強化を促進すること。
- (7) その他中小企業の振興のために必要な施策を推進すること。

2 県は、前項に定める施策の実施に当たっては、総合特別区域（総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るものとする。

(中小企業・小規模企業活性化推進計画)

第 12 条 知事は、前条第 1 項に定める中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する基本的な計画（以下「中小企業・小規模企業活性化推進計画」という。）を定めなければならない。

2 中小企業・小規模企業活性化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中小企業の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、中小企業・小規模企業活性化推進計画を定めるに当たっては、県民、中小企業者その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、中小企業・小規模企業活性化推進計画を定めるに当たっては、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、中小企業・小規模企業活性化推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、中小企業・小規模企業活性化推進計画の変更について準用する。

第 13 条 知事は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を中小企業の振興に関する施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(調査研究)

第 14 条 県は、中小企業の振興に関する施策の効果的な実施を図るために必要な調査研究を行うものとする。

(実施状況の公表)

第 15 条 知事は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第 16 条 県は、中小企業の振興に関する施策に、中小企業者、中小企業に関する団体等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間)

第 17 条 県は、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民との連携による中小企業の振興を図るため、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間を設ける。

2 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間は、2月とする。

3 県は、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

(財政上の措置)

第 18 条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和 28 年神奈川県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県薬事審議会の項の次に次のように加える。

神奈川県中小企業

活性化推進審議会

中小企業の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。

20 人以内

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和 28 年神奈川県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県中小企業活性化推進審議会の項中「神奈川県中小企業活性化推進審議会」を「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会」に改める。

資料 2

平成 27 年 12 月 17 日
川崎市条例第 84 号

川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例

川崎市は、首都圏の中央部に位置するという地理的条件を生かしながら、ものづくりを中心に多様で幅広い産業が集積するとともに、日本を代表する数々の企業が成長することで、国際的な産業都市として発展してきた。

また、かつて高度経済成長をけん引した京浜工業地帯では、深刻な公害など環境問題に直面したこともあったが、その克服に取り組む過程で培われた優れた環境技術の集積がなされてきた。

このような川崎市の産業の発展や優れた環境技術の集積を促してきた推進力が、各企業における新たな製品及びサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出し、いこうとするイノベーションの創出の取組であり、近代産業の歴史において、このイノベーションを創出する企業家精神がこの地で発揮され、その成果が現在に至るまで脈々と受け継がれてきた。

そして、川崎市のイノベーションの創出を支えてきた重要な存在が、市内企業の多数を占める中小企業であり、時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、社会経済環境の変化に対応し、商業、工業、サービス業等の様々な分野において、地域経済を支える努力を重ねることで、市民生活を豊かにし、川崎市の発展に大きく貢献してきた。

一方で、中小企業を取り巻く環境は、経済の国際化の進展に伴う企業間競争の激化、人口減少や少子高齢化の進展に伴う国内需要の低迷等により厳しさを増している。

このような状況においては、直面する危機を改革への機会と捉え、厳しい環境を果敢に乗り越えようとする中小企業者の自主的な取組、そして、その取組を促進するための市、中小企業者、関係団体等の連携による環境づくりが重要である。さらには、国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発化し、多くの中小企業が生まれ、また、今ある中小企業が成長することで、経済全体が活性化するという好循環を本格的に創出することが求められているのである。

国においても、中小企業憲章において、中小企業が経済をけん引する力であり、社会の主役であるとされているところである。また、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法は、中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力を基本としつつ、その多様で活力ある成長発展や事業の持続的発展を促すために、地方公共団体がその区域の特性に応じた施策を実施する責務を有することを規定している。

さらに、川崎市では、地域の経済界の主体的な取組により、広範な関係者による中小企業の活性化のための成長戦略についての議論が重ねられてきた。

これらを受け、中小企業がその活力を最大限に発揮するための環境づくりと好循環の創出を推進し、もって川崎市の持続的な発展に寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに中小企業者、関係団体等及び市

民の役割を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 大企業者 中小企業者以外の事業者(会社又は個人に限る。)で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学その他の研究機関で、市内に施設を有するものをいう。

(4) 金融機関 銀行その他の金融機関で、市内に営業所又は事務所を有するものをいう。

(5) 関係団体等 中小企業に関する団体及び前3号に掲げるものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の活性化は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。

(2) 国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発に行われることにより、地域の活性化が促進されること。

(3) 市、国、関係地方公共団体、中小企業者、関係団体等及び市民の相互の連携が促進されること。

(市の責務)

第4条 市は、中小企業の活性化に関する施策を、関係する部局の有機的な連携の下に、総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、国、関係地方公共団体、中小企業者及び関係団体等との緊密な連携を図り、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するものとする。

3 市は、中小企業の活性化に関する施策について、中小企業者、関係団体等及び市民からの理解と協力を得るため、広報活動を行うよう努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。

3 中小企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業に関する団体の役割)

第6条 中小企業に関する団体は、中小企業者の経営の改善及び向上の支援に積極的に取り組むものとする。

2 中小企業に関する団体は、自らその運営の状況を明らかにして中小企業者及び大企業者が加入しやすい状況をつくること等により、これらの者との連携に努めるものとする。

3 中小企業に関する団体は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。

(大学等の役割)

第8条 大学等は、人材の育成並びに研究及びその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業者が経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、中小企業者の事業内容に応じた資金の貸付並びに経営に関する相談及び助言を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第10条 市民は、中小企業の活性化が市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の活性化に協力するよう努めるものとする。

(産業の振興に関する計画)

第11条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長が策定する産業の振興に関する計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 中小企業の活性化に関する基本方針及び総合的かつ長期的な目標

(2) 中小企業の活性化に関する基本的施策

(3) その他中小企業の活性化に関する施策を推進するために必要な事項

2 前項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、地域の特性を考慮するものとする。

3 第1項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、中小企業者、中小企業に関する団体その他の関係者の意見を聴くための必要な措置を講ずるものとする。

(創業、経営の革新等の促進)

第12条 市は、創業及び中小企業者の経営の革新(中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)その他経営の向上への意欲的な取組を促進するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

(1) 創業しやすい環境の整備

(2) 中小企業者の経営の革新に関する情報の提供

(3) 中小企業者の技術の向上に関する支援

(4) 中小企業者が新たに開発した製品及び技術の販路の拡大に関する支援

(連携の促進)

第13条 市は、中小企業者と大企業者との知的財産その他の経営資源(中小企業基本法第2条第4項に規定する経営資源をいう。以下同じ。)に係る連携を促進するため、当該連携の機会の提供その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

(研究及び開発の支援)

第14条 市は、大企業者及び大学等における専門的知識を有する人材及び高度な技術を中小企業者が活用することを促進するため、中小企業者と大企業者又は大学等との連携による研究及び製品開発の取組の支援その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

(経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮)

第15条 市は、中小企業者の経営基盤の強化に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

ならない。

(1) 経営資源の確保に関する相談

(2) 中小企業者に対する資金の円滑な供給の促進

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。）の事情を考慮するものとする。

(地域の活性化の促進)

第16条 市は、地域の活性化が中小企業の活性化に資することを踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

(1) 地域の特性を生かした新たな事業の創出の支援

(2) 地域における経済活動の拠点の形成の促進

(人材の確保及び育成)

第17条 市は、事業の展開に必要な人材の確保が困難であることが多い中小企業者の事情を踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

(1) 若者、女性、高齢者等の就業を希望する者に応じた就業の支援

(2) 青少年の職業についての基礎的な知識及び勤労を重んずる態度を養うことに資する職業を体験する機会の提供

(海外市場の開拓等の促進)

第18条 市は、中小企業者が行う海外市場の開拓等を促進するため、当該開拓等に資する情報の提供及び相談その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

(受注機会の増大等)

第19条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、工事の発注等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、中小企業者（市内に主たる事務所又は事業所を有するものに限る。以下この条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

2 市は、工事の発注等に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の社会貢献の取組の状況についてしん酌するよう努めるものとする。

3 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、中小企業者の参入の機会の増大を図るよう努めるものとする。

(施策における考慮)

第20条 市は、市が行う他の施策の推進においても、当該施策が中小企業の活性化に及ぼす影響について考慮するよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第21条 市は、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(施策の検証等)

第22条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の実施状況について、川崎市産業振興協議会の意見を聴いて検証するとともに、その検証の結果を当該施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、中小企業の活性化に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第24条 市は、中小企業の活性化を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。